



## 子育て

### 3月1日～7日は「子ども予防接種週間」

「子ども予防接種週間」は、保護者をはじめ地域の皆さんの予防接種に対する関心を高め、接種率の向上を図る目的で設けられた週間です。

予防接種は、ワクチンで子どもたちを病気から守るための手段です。

この機会に、お子さんの母子健康手帳を確認し、まだ受けていないものがある場合は受けるようにしましょう。

特に、4月から入園・入学を控えているお子さんは、接種漏れにご注意ください。

なお、接種を受ける場合は、かかりつけの医療機関に予約してから受けましょう。

健康政策課 東1階  
TEL (23) 8975

## 健康・福祉

### 3月は「自殺対策強化月間」

#### ●自殺の現状

平成25年の自殺者数は2万7276人(警視庁12月末の

暫定値)と、前年に続き3万人を下回りました。しかし、依然として深刻な社会問題であることには変わりありません。

#### ●自殺対策強化月間とは

国では、月別自殺者数の多い3月を自殺対策強化月間と定め、地方公共団体や関係機関と連携して、重点的に啓発活動を行うとともに、支援施策の強化を推進することとしています。

#### ●市の主な取り組み

- ① 自殺予防に関する講演会の開催
- ② 県と協力しての啓発活動の実施
- ③ カウンセリングの実施(通年)

健康政策課 東1階  
TEL (23) 8704

### 介護者研修会・交流会

介護者同士の励まし合いや助け合いは、介護する上で大きな力になります。認知症について学び、介護に活かしましょう。

日時 3月12日(水)

午後1時30分～4時

場所 福祉センター1研修室

#### ●内容

##### ① 研修会

- ・ 講話 「認知症の方が地域で暮らしていくために」
- ・ 介護している方へのアドバイス、最新治療など
- ・ 講師 岩本 俊彦 先生
- ・ 国際医療福祉大学塩谷病院 高齢者総合診療科部長
- ② 交流会
- ・ 介護者同士の語り合い

定員 30名

##### ●申込方法

3月11日(火)までに、左記へ電話で申し込み

※定員になり次第締切

問 高年齢者幸福課 東1階  
TEL (23) 8757



### 高齢者生きがいづくり講座 受講生募集

《工房わかぐさ》

#### 【陶芸講座】

- ・ 定員 40名
- ・ 日時 毎週水曜日 午前9時～正午
- ・ 材料費 約6000円(年間)

#### 【竹芸講座】

- ・ 定員 20名
- ・ 日時 毎週水曜日 午後1時～4時

※第2水曜日は休講

#### ●材料費

1作品につき約6000円(2カ月で1作品程度)

#### 【レザークラフト】

- ・ 定員 25名
- ・ 日時 毎週金曜日 午後1時～3時
- ・ 材料費 約9000円(年間)

※初めての方は道具代約2万円が別途必要です。

#### 《佐良士多目的交流センター》

#### 【陶芸講座】

- ・ 定員 20名
- ・ 日時 毎週水曜日 午後1時30分～4時30分
- ・ 材料費 約6000円(年間)

#### 《シニアプラザ清流荘》

希望の家

#### 【陶芸講座】

- ・ 定員 35名
- ・ 日時 火曜日 午前9時～正午
- ・ 材料費 約1万円(年間)

#### 《全講座共通》

#### ●応募資格

市内に住んでいる60歳以上の方、または高齢者福祉に理解があり、1年間を通じて受講できる20歳以上の方。受講料は無料

※電話申し込みは不可

※複数の講座の申し込みも可。ただし、陶芸講座の

重複受講は不可。

#### ●申込方法

3月3日(月)～17日(月)に、高齢者幸福課・湯津上支所総合窓口課・黒羽支所総合窓口課にある申込書で直接申し込み

#### ●受講者の決定

定員を超えた場合は、抽選となる場合があります。結果は、後日通知します。

問 高年齢者幸福課 東1階  
TEL (23) 8740



**労福協** 相談日/月・木 10:00～16:00 (祝日は除く)

## 働く人の生活相談センター 那須

悩み事を、何処に相談したらいいのかわからない方へ!

お問合せ先

相談については無料です!  
お気軽にご連絡下さい。

**TEL (0287) 23-2701**

〒324-0041 大田原市本町1-2704-62  
猪瀬第3ビルC号  
連合栃木那須地域協議会 内

金融

- ① 資金運用
- ② 税務相談
- ③ クレ・サラ相談

くらしの保障

- ① 生活保障相談
- ② 老後・住宅
- ③ 生命・医療・自動車

市民サービスの向上につなげるため、有料広告を掲載しています。

## 高齢者作品展示会の 作品募集

市地域包括支援センターでは、生きがいづくり事業として、高齢者(65歳以上の方)の作品展示会を開催しています。

ぜひ、日頃の作品発表の場としてご活用ください。

●**募集作品** ぬりえ、折り紙、手芸作品など、未発表の作品(一人1点)

●**募集期間** 3月17日(月)～28日(金)

●**展示期間** 4月1日(火)～7日(月) ※土・日も開場

午前10時～午後4時

●**展示場所** 大田原保健センター入り口ホール

●**作品の搬入について** お住まいの地区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

●**問** 地域包括支援センター

・中央

(大田原小・紫塚小学校区、金田北・金田南地区)

TEL (20) 1001

・西部

(西原小学校区、親園・野崎・佐久山地区)

TEL (20) 2710

・東部(黒羽・湯津上地区)

TEL (53) 1880

## 年金・国保



### 葬祭費の申請はお済みですか

大田原市国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

●**支給額** 5万円

●**申請に必要なもの**

- ・喪主の方の印かん
- ・喪主の方の名義の預金通帳
- ・会葬礼状など喪主の確認ができるもの
- ・運転免許証や市民証などが窓口に来た方の確認ができるもの

●**時効** 葬祭から2年が経過すると、申請ができなくなります。

※大田原市国民健康保険以外に加入されていた方については、加入していた健康保険にご確認ください。

●**問** 国保年金課 **A** 1階

TEL (23) 8792

### 国民健康保険のお手続きにご注意ください

●国民健康保険以外の健康保険に加入される方へ

就職などにより、国民健康保険以外の保険(社会保

険・共済組合など)に加入する方とその被扶養者は、手元に保険証が届いていなくてもその資格を取得している場合があります。その期間に国民健康保険の保険証を使用した場合、本来使用できない保険証を使用したことになり、療費を返還していただくこととなります。

### 届出はお早めに

次のような場合は、国民健康保険の窓口に届出が必要で、届出をしないと、保険税の計算が正しくできません。

- ◎会社などの健康保険(社会保険)に加入または脱退したとき
- ◎被保険者が死亡、転出したとき
- ◎保険証を使用している市外在住の学生が卒業(修了)したとき

◎国民健康保険の加入日や脱退日は、届出日ではなく、社会保険を脱退した日など、国民健康保険の加入(または脱退)する理由が発生した日までさかのぼります。

●**問** 国保年金課 **A** 1階

TEL (23) 8857

## 国民年金からのお知らせ

国保年金課 **A** 1階 TEL (23) 8928 / 大田原年金事務所 TEL (22) 6313

### 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

○これまで、過去分の国民年金保険料の免除(※)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。

○平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

#### 【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

○災害・失業などを理由とした免除(特例免除)は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、

特例免除の申請ができるようになります。(平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです)

#### 【申請方法は】

市役所または年金事務所に申請してください。必要な添付書類など、詳しくは申請先までお問い合わせください。

(※)「免除」とは、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

#### ◆ご注意ください◆

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。